

平成27年度税制改正大綱(抄)

第一 平成27年度税制改正の基本的考え方

Ⅱ 地方創生・国家戦略特区

1 東京圏への人口集中の是正・各地域での住みよい環境の確保

(1) 地方拠点強化税制の創設

(2) ふるさと納税

(3) 外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充

2 国家戦略特区

3 少子高齢化の進展・人口減少への対応

(1) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

以下略

地方拠点強化税制（案）

地域再生法で整備する枠組（調整中）

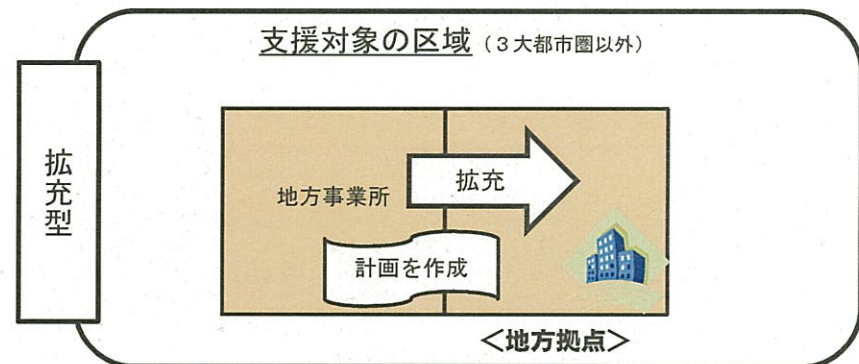
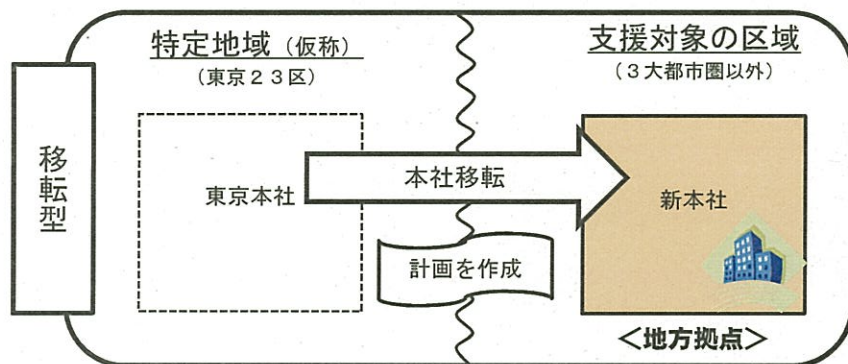
- 都道府県・市町村が、一定の区域において企業の拠点強化を支援するための計画を作成し、国の認定を受けられるようにする。
 - ✓ 国が定める「大都市等（仮称）」（3大都市圏）は、対象外。
 - ✓ 都道府県が、各地域の企業誘致の取組等を総合的に勘案して、支援対象となる地域を選定。
 - ✓ 都道府県・市町村は、対象地域の中で、企業の拠点強化を支援する具体的な区域を特定。
- 各企業は、当該区域における本社機能等の強化について、必要な投資や、雇用増の見込み等を盛りこんだ計画（「地方拠点強化実施計画（仮称）」）を作成し、都道府県の承認を受けられるようにする。
 - ✓ 国が定める「特定地域（仮称）」（東京23区）からの移転を伴う計画は『移転型』
 - ✓ その他は『拡充型』



「地方拠点強化実施計画（仮称）」の承認を受けた企業への課税の特例

- ① 投資減税（計画に沿って、支援対象の区域で建物等を取得した場合：特別償却・税額控除）
- ② 雇用促進税制の特例（計画に沿って、支援対象の区域の雇用者を増加させた場合：税額控除）

※ 計画が「移転型」である場合は、「拡充型」の場合よりも支援内容を充実



地方拠点強化税制①：投資減税

(対象法人) 平成29年度末までに「計画」が承認された法人

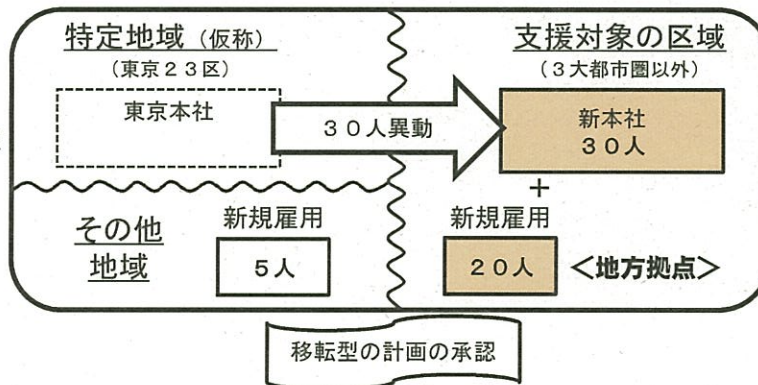
(対象資産) 「計画」に沿って、「計画」の承認から2年以内に取得・事業供用される建物等・構築物

(措置内容) 「移転型」：特別償却25% or 税額控除7% (「計画」承認が平成29年度の場合は4%) ※税額控除の上限は、
 「拡充型」：特別償却15% or 税額控除4% (「計画」承認が平成29年度の場合は2%) 当期税額の20%

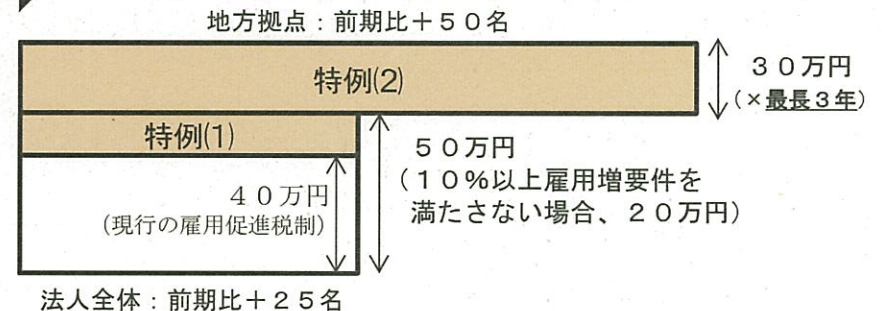
地方拠点強化税制②：雇用促進税制の特例

	参考：現行の雇用促進税制	特例(1)	特例(2)
(対象法人) (要件)	i 法人全体の雇用者数が前期比5人 (中小2人)以上増 ii 法人全体の雇用者数が前期比10% 以上増 等	・平成29年度末までに「計画」の承認 ・雇用促進税制の要件(要件ii以外)を満たす	・「移転型の計画」の承認 ・特例(1)の適用 ・法人全体・当該地方拠点の雇用者数が前期比で減少しない 等
(措置内容)	税額控除 法人全体の前期比雇用増 × 40万円	税額控除 法人全体の前期比雇用増を上限として、 当該地方拠点の前期比雇用増 × 50万円 (要件iiを満たさない場合20万円) ※ 上限は、投資減税・現行の雇用促進税制とあわせて、当期税額の30%	税額控除 ※ 特例(1)とは別途 当該地方拠点について、「計画」承認 直前期の雇用者数に対する雇用増 × 30万円
(対象期間)		「計画」の承認以後3年間	「計画」の承認以後3年間

- (適用例)
 「移転型の計画」が承認された年度に、
 ✓ 東京本社→地方拠点 30名異動
 ✓ 新規採用
 ・ 地方拠点20名
 ・ その他地域5名



当該年度における地方拠点強化税制②の適用(イメージ)



ふるさと納税の拡充(案)

1. 特例控除額の拡充

地方六団体の要望等を踏まえ、特例控除額の上限を個人住民税所得割の1割から2割に拡充する。

2. 返礼品（特産品）送付について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応の要請

1とあわせて、ふるさと納税について、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を適切に行うよう、下記のような行為の自粛を地方団体に要請する。

（通知（技術的助言））

- ① 募集に際し、対価の提供との誤解を招きかねない行為
 - ・ 「返礼品の価格」や「返礼品の価格の割合」（寄附額の何%相当など）の表示
- ② ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品（特産品）送付
 - ・ 換金性の高いプリペイドカード等
 - ・ 高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品

3. 申告手続の簡素化（「ふるさと納税ワンストップ特例」の創設）

確定申告を必要とする現在の仕組みに、税法上の特例を創設し、確定申告不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合はワンストップで控除を受けられる仕組みを導入する。

外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充（案）

改正内容

1. 手続委託型免税店制度の創設

- ① 商店街やショッピングモール等に設置された「免税手続カウンター」を営む事業者に免税手続を委託した場合は、「免税手続カウンター」において、各店舗の免税手続をまとめて行うことができることとする。
- ② 免税販売の要件である購入下限額（一般物品：1万円、消耗品：5千円）について、手続委託型免税店の場合は、「免税手続カウンター」における合算額による判定を可能とする。

2. クルーズ船寄港地における免税店に係る届出制度の創設

免税店を経営する事業者が、あらかじめ、港湾施設に臨時店舗を設置する見込みであることについて、税務署長の許可を受けた場合には、出店の前日までに、具体的な臨時店舗の場所等を税務署長に届け出ることにより、免税販売ができることとする。

○ 手続委託型免税店制度の創設

【通常の免税店】

免税店 X

- ・ 免税手続（書類作成、包装）
- ・ 免税で販売

購入下限額
一般物品：1万円 消耗品：5千円

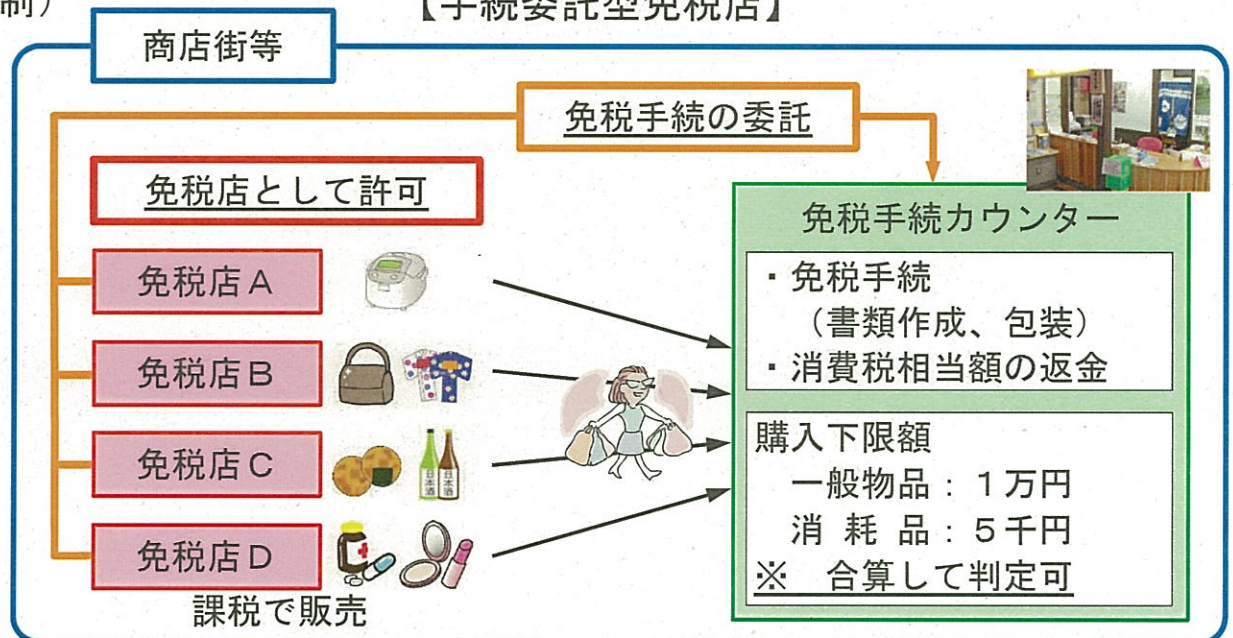
免税店 Y

- ・ 免税手続（書類作成、包装）
- ・ 免税で販売

購入下限額
一般物品：1万円 消耗品：5千円

（選択制）

【手続委託型免税店】



地方創生に資する国家戦略特区における税制措置について

- 国家戦略特区は、特区固有の資源や特性を生かし、革新の成功モデルを創出し、これを全国に波及させることを目指す地方創生のための強力な手段。
- そのため、農業や医療分野などでの革新につながる国家戦略特区における税制措置が必要。
- 中山間地農業の改革拠点として養父市、大規模農業の改革拠点として新潟市を特区に指定。

国家戦略特区における特定中核事業の対象拡充(農業分野)

改正内容

- 国家戦略特区の特定中核事業に「革新的な情報サービスを活用した農業の生産性向上に係る研究開発」を追加し、当該事業用の設備について、設備投資減税の対象とする。

- ➡ ○まずは、特区に指定されている新潟市で実証実験を実施予定。
- その後、養父市及び全国においても展開を目指す。

国家戦略特区におけるエンジェル税制の適用要件の緩和

改正内容

現状：全国一律措置の要件

- ① 設立後3年未満のベンチャー企業
- ② 営業キャッシュフローが継続して赤字



国家戦略特区の目的に即して、以下の見直し

- ① 農業、医療・バイオ企業について、設立からの年数要件の緩和(3年 ⇒ 5年未満)
- ② 農業、医療・バイオ企業、雇用促進小規模企業について、一定の黒字企業でも対象に。

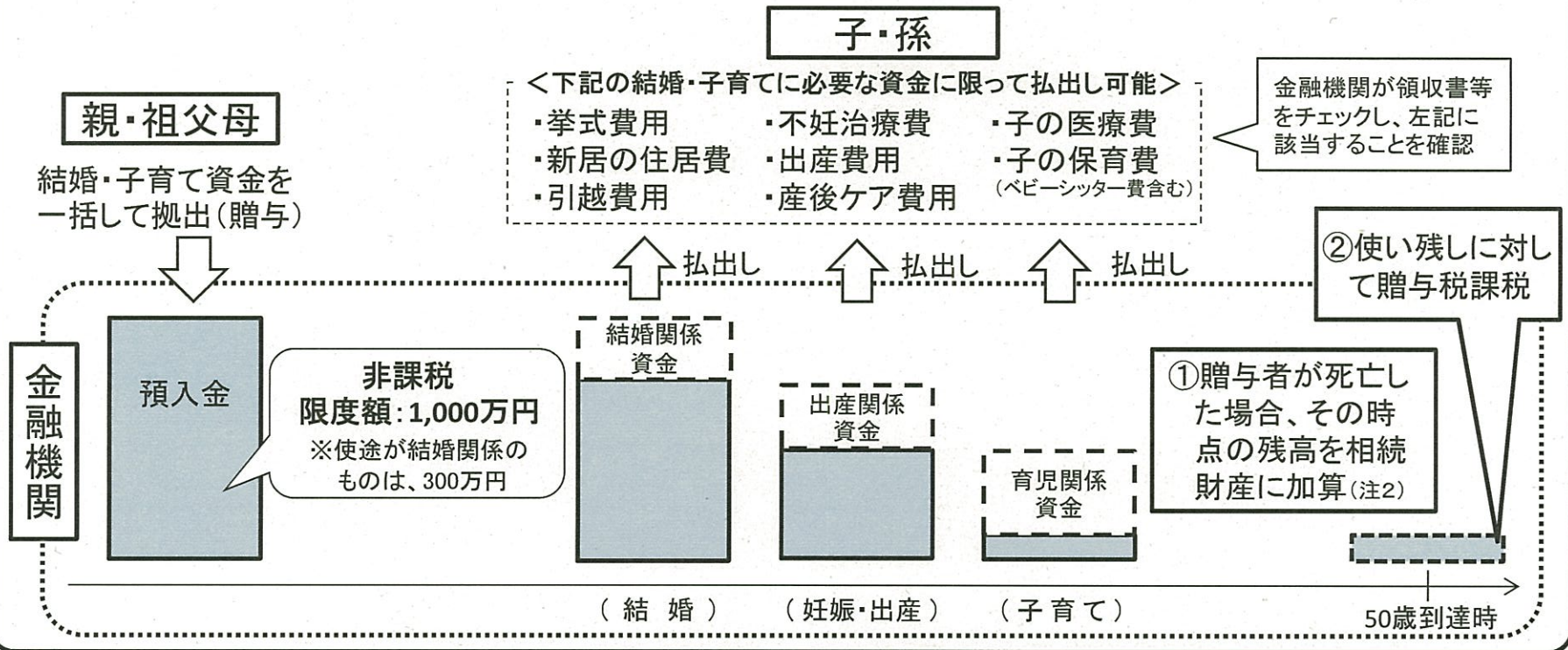
- ➡ ○対象企業要件の緩和に伴い、ベンチャー企業への投資が増加。
- 国家戦略特区における規制緩和との相乗効果で先進的・革新的な技術や製品開発が進み、イノベーションの創造に寄与。

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設(案)

◎ 少子化対策に資するため、一括贈与により若年層の経済的不安を解消し、結婚・出産を後押しすることを目的として贈与税の非課税措置を創設する(平成27年4月1日～平成31年3月31日までの措置)。

制度(案)の概要

- 親・祖父母(贈与者)は金融機関(注1)に子・孫(20歳～50歳。受贈者)名義の口座を開設し、結婚・子育て資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに1,000万円を非課税とする。
- 相続税回避を防止するため、贈与者死亡時の残高を相続財産に加算する(注2)。
- 受贈者が50歳に達する日に口座は終了。使い残しに対しては、贈与税を課税。



(注1) 金融機関とは、信託銀行、銀行及び証券会社をいう。(注2) 相続税の計算をする場合、孫等への遺贈に係る相続税額の2割加算の対象としない。